

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長

松原武久
早川勝
柴田紘一

一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務組合管理者半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市長
常滑市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
稲沢中島広域事務組合管理者
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
尾張旭市長
岩倉市長
豊明市長
長久手町長
木曾川町長
蟹江町長
幸田町長
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者

谷一夫
増岡錦也
榊原伊三郎
鵜飼一郎
中野勝之
水谷尚
鈴木公平
本田忠彦
金原久雄
石田芳弘
石橋誠晃
大池良平
大島晋作
中野直輝
服部幸道
山本芳央
鈴木淳雄
福島努
加藤功
谷口幸治
石黒靖明
都築龍治
加藤梅雄
山口昭雄
佐藤篤松
近藤徳光
白井孝市
山本道雄
永田太三
長瀬保
桑野章
久野知英
佐野峰夫
鷺野聰明
河田幸男
大河内光行
齋藤宏一

あすけ地域消防組合管理者

太田 雅清

愛知県消防広域応援基本計画

第1章 総則

1 目的

本基本計画は、愛知県内（以下「県内」という。）の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合（以下「市町村等」という。）において大規模若しくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

2 用語の意義

(1) 要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等の消防機関で、消防隊の応援を要請又は要請しようとする消防機関をいう。

(2) 応援側消防機関

消防隊の応援を実施又は実施しようとする消防機関をいう。

(3) 代表幹事消防機関

代表として副代表幹事消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

(4) 副代表幹事消防機関

尾張又は三河地域の地域内ブロック幹事消防機関の代表として代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

(5) ブロック幹事消防機関

ブロック内消防機関の協議により選出され、ブロックの代表として副代表幹事消防機関、他のブロック幹事消防機関及びブロック内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

3 災害の種別

応援要請にかかる災害の種別は、次に掲げる災害とする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 林野火災、高層建築火災、危険物施設火災等の大規模な火災

(3) 航空機災害、列車事故等集団救急救助事故

(4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

4 応援要請を必要とする災害規模

応援要請を必要とする災害規模は、原則として、その市町村等の保有する消防力（近隣市町村等の応援による消防力）によっても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合とする。

5 ブロックの設定

応援時の消防機関相互の情報連絡及び応援要請を迅速かつ円滑に行うため、消防機関を次表のとおり5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事消防機関を置くものとする。

ブロック別	消 防 機 関 名
名古屋ブロック 1 消防機関	名古屋市消防局
尾張ブロック 1 3 消防機関	一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、春日井市消防本部 犬山市消防本部、江南市消防本部、小牧市消防本部、 稲沢市消防本部、尾張旭市消防本部、岩倉市消防本部、 豊明市消防本部、長久手町消防本部、 西春日井広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合消防本部
海部・知多 ブロック 1 1 消防機関	津島市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、 海部東部消防組合消防本部、海部南部消防組合消防本部、 知多中部広域事務組合消防本部、常滑市消防本部、 東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、 知多南部消防組合消防本部

西三河 ブロック 7消防機関	岡崎市消防本部、豊田市消防本部、西尾市消防本部 幸田町消防本部、尾三消防本部、幡豆郡消防組合消防本部、 衣浦東部広域連合消防局
東三河 ブロック 5消防機関	豊橋市消防本部、豊川市消防本部、蒲郡市消防本部、 新城市消防本部、田原市消防本部

・設楽町、東栄町及び豊根村は、消防事務を新城市に委託

・音羽町、小坂井町及び御津町は消防事務を豊川市に委託

6 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関

(1) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の指名

代表幹事消防機関は、愛知県消防長会（以下「消防長会」という）の会長職にある消防機関、副代表幹事消防機関は、消防長会の副会長職にある消防機関とし、それぞれ任務する期間は、消防長会の会長、副会長の任期の期間とする。

なお、必要がある場合は、これを変更することができるものとする。

また、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関は、次表（平成19年4月1日現在）のとおりである。

	消 防 機 関 名
代表幹事消防機関	名古屋消防局
副代表幹事消防機関	春日井市消防本部 衣浦東部広域連合消防組合
ブロック幹事消防機関	
名古屋ブロック幹事消防機関	名古屋消防局
尾張ブロック幹事消防機関	小牧市消防本部
海部・知多ブロック幹事消防機関	海部東部消防組合消防本部
西三河ブロック幹事消防機関	西尾市消防本部
東三河ブロック幹事消防機関	蒲郡市消防本部

- (2) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の任務
広域消防相互応援に関し、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及び
ブロック幹事消防機関が果たす任務は、概ね次のとおりとする。

ア 代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事
- b 愛知県防災局消防課との連絡調整及び情報交換に関する事
- c 副代表幹事消防機関との連絡調整に関する事
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事
- b 愛知県防災局消防課との連絡調整に関する事
- c その他必要な事項

イ 副代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事
- b 代表幹事消防機関との連絡調整及び情報交換に関する事
- c ブロック幹事消防機関の連絡調整に関する事
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事
- b 代表幹事消防機関との連絡調整に関する事
- c 代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関に事故等ある場合は、その任務を代行する。
- d その他必要な事項

ウ ブロック幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事
- b 副代表幹事消防機関及びブロック内の各消防機関との連絡調整に関する事
- c その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 派遣消防隊の調整に関する事
- b 応援要請及び情報伝達等の中継に関する事
- c その他必要な事項

第2章 事前計画

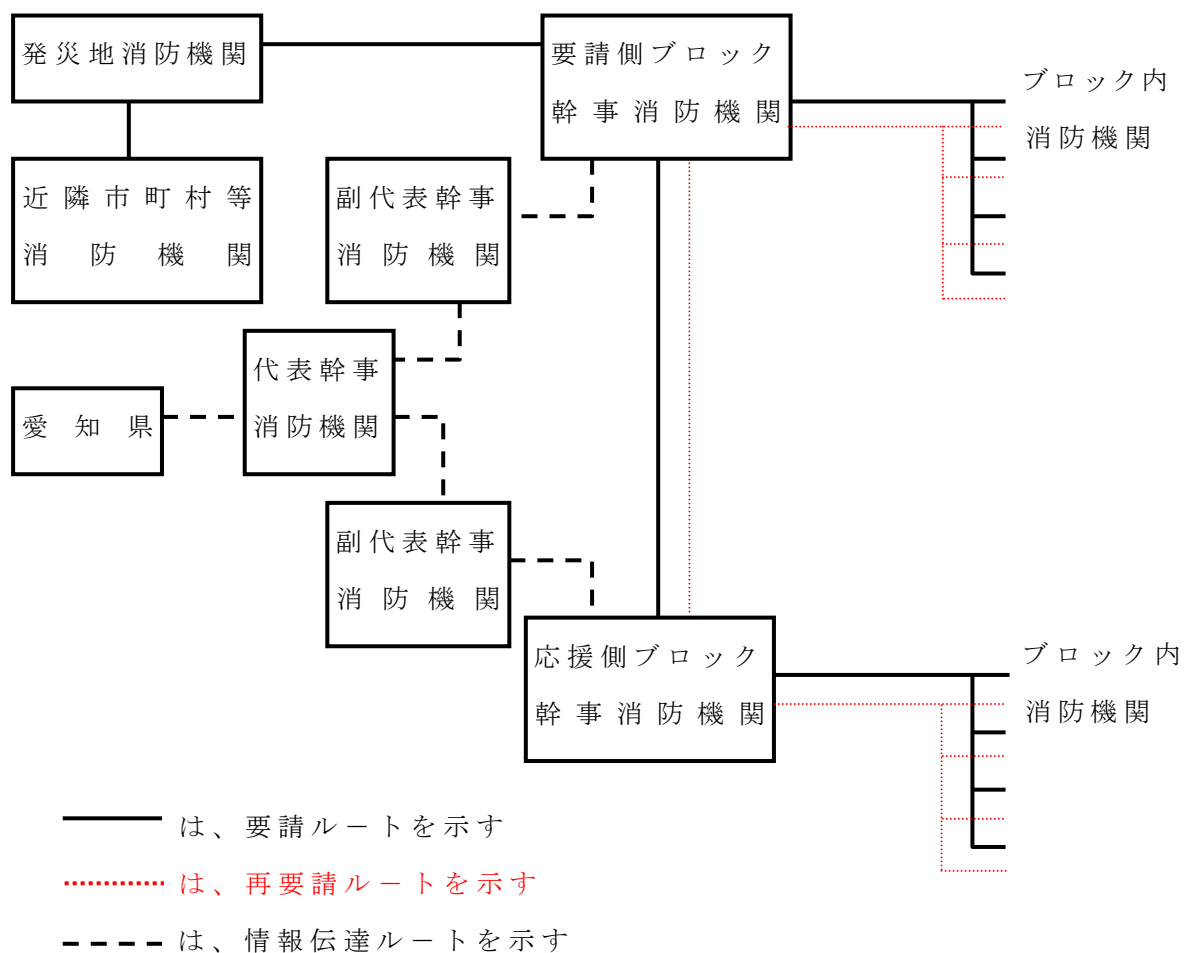
1 情報連絡体制

大規模若しくは特殊な災害に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するには、早期に情報を入手することが必要不可欠なことから、次により要請側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統

消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



イ 情報連絡窓口

各消防機関の情報連絡窓口は、別表1のとおりとする。

なお、窓口の変更が生じた場合は、速やかに防災局消防課へ連絡するものとする。（消防課から各消防本部へ周知する）

(2) 情報連絡方法

情報連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線によるものとするが、有線等途絶あるいはふくそう時等は、消防無線愛知県内共通波により行うものとする。

(3) 情報連絡内容

情報連絡内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別（林野火災、危険物火災、列車事故等）
- エ 災害状況（現況、拡大予想）
- オ 応援要請状況（近隣応援、ブロック応援）
- カ 人的、物的被害状況
- キ その他必要な事項

2 応援部隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、応援部隊編成計画を次により樹立するものとする。

(1) 応援部隊数

ア 応援部隊は、消火隊、救助隊、救急隊、救助隊、特殊災害隊及び特殊装備隊に区分して編成する。

イ 応援隊総数は、原則として次表のとおりとする。

ウ 災害の状況により、はしご隊等のその他特殊隊が必要な場合は、ブロック幹事消防機関及び応援側消防機関の協議により派遣する。

要請 応援	名古屋	尾張	海部・知多	西三河	東三河	緊急消防援助隊 愛知県隊登録隊数 H19.4.1 ※1
名古屋		43	43	43	43	43
尾張	33	34	33	33	33	34
海部・知多	26	26	26	26	26	26
西三河	36	36	36	36	36	36
東三河	13	13	13	13	15(2)	13
計	108	152	151	151	153	152※2

(注) () 書きは、ブロック内の一部市町村等のみ応援可能隊数を示す。

※1 消火隊、救助隊、救急隊、特殊災害隊及び特殊装備隊の数とする。

※2 毒劇物等対応隊の重複を含む。

(2) 各消防機関の応援可能隊、応援可能資機材等

各消防機関の応援可能隊、応援可能資機材等は次表のとおりとする。

なお、各消防機関は応援可能隊、応援可能資機材等に変動が生じた場合は、速やかにブロック幹事消防機関を通じて、他の消防機関に連絡するものとする。

ア 応援可能隊数表（愛知県内）	-----	別表 2
イ 応援可能資機材一覧表（愛知県内）	-----	別表 3
ウ 応援可能無線機集計表（愛知県内）	-----	別表 4
エ 応援可能通信機器集計表（愛知県内）	-----	別表 5

(3) 応援部隊編成要領

各消防機関は、応援隊を円滑かつ的確に運用するため、概ね次の要領により、協定に基づく応援部隊の編成計画を樹立しておくものとする。

また、応援隊を事前に指定し、その写しを所属ブロック幹事消防機関に送付する。

更に、指定に変更がある場合も同様とする。

ア 各消防機関ごとの応援可能隊は、別表 2 に示す隊とする。

イ 同一消防機関の応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊で編成する。

ウ 応援部隊規模は、概ね応援隊 3～5 隊を 1 小隊、3～4 小隊を 1 中隊、2 中隊を 1 大隊として編成する。

なお、各小隊、中隊、大隊の指揮者は応援側ブロック幹事消防機関を中心とした消防機関の協議によって指名する。

3 通信体制の確立

各消防機関は、災害現場における無線運用を円滑に行うために、概ね次の事項に留意して通信体制を確立しておくものとする。

- (1) 無線機又は使用無線波の不足に備え応援側（別表 4・応援可能無線機集計表）からの無線機支援計画の樹立
- (2) 任務分担等による通信系統体制の確立
- (3) 無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握
- (4) 県内共通波、全国共通波無線及び 400MHz 帯携帯無線機の整備
- (5) 関係機関保有無線の利用
- (6) 通信要領の整備

4 補給体制の確立

各消防機関は、大規模災害が発生した場合若しくは災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、概ね次により消防部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町村等と協議して確立しておくものとする。

(1) 食料、燃料等物資の調達に関する業者等との協定

(2) 消防活動が長期化した場合の、応援隊の宿泊施設として学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保

第3章 発災段階

1 要請側消防機関の対応

(1) 覚 知

協定第3条に基づく災害が発生したことを覚知した時点で次に掲げる処置をとる。

ア 災害状況の把握

災害状況の把握は、次の事項について行うものとする。

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害の状況（現況、拡大予想）
- (エ) 人的、物的被害の状況
- (オ) 地形あるいは市街地の状況等
- (カ) その他応援要請に必要な情報

イ 災害状況の連絡

覚知した災害状況は、情報連絡体制（第2章1）により行う。

ウ 非常警備の発令

災害の規模等から非常警備体制をとる必要があると判断される場合は、直ちに非常警備を発令し、消防職団員の非常招集等の必要な措置をとる。

エ 応援要請準備

応援要請準備は、次の事項の確認を行うものとする。

- (ア) 指揮体制
- (イ) 無線通信体制
- (ウ) 補給体制
- (エ) 宿泊施設
- (オ) 部隊編成計画
- (カ) その他必要な事項

(2) 応援要請

協定に基づく応援要請は、次により行うものとする。

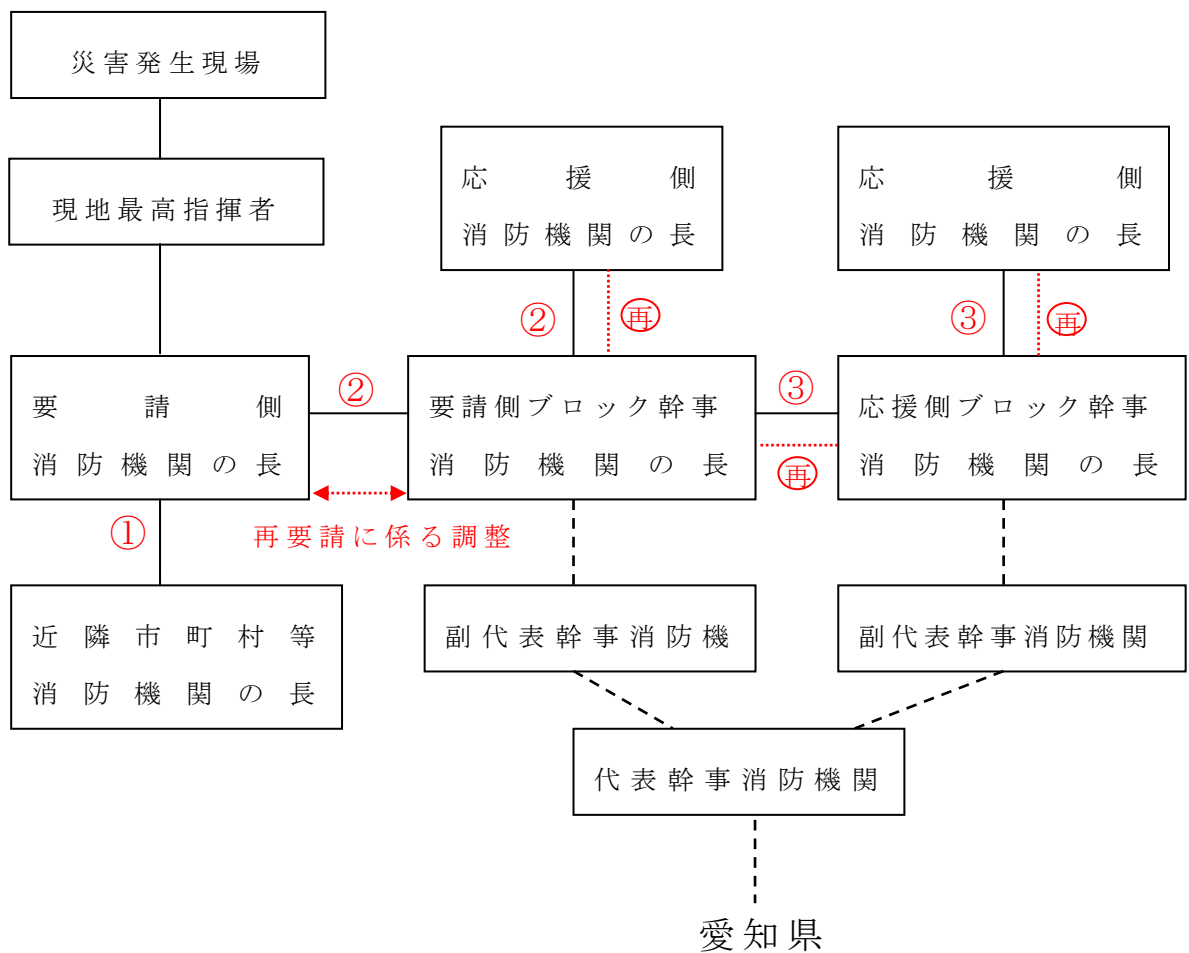
ア 応援要請基準

応援側消防機関への要請基準は、次表に示す順位で応援要請を行うものとする。ただし、災害状況によって要請側消防機関の消防長又は市町村の長が特に必要と認める場合は、要請順位を越えることができるものとする。

順位	災害規模	応援種別
1	保有する自己の消防力のみでは対応することは困難であるが、近隣市町村等の応援を得て対応できるもの	近隣市町村等の応援
2	1では対応することは困難であるが、ブロック内市町村等の応援を得て対応できるもの	ブロック内応援
3	1及び2では対応することが困難なもの	ブロック外応援
再要請	2及び3で対応中の応援部隊数が緊急消防援助隊登録消防本部の関係登録隊数に満たない隊数で、災害状況により特に必要と認められる場合は再度2及び3の要請を行う	ブロック内外応援

イ 応援要請手順

応援要請の経路及び方法は、次のとおりとし、要請先窓口は情報連絡体制（第2章1(1)別表1）の連絡窓口とし、事後速やかに文書報告するものとする。



※——は、要請ルートを示す。

..... は、再要請ルートを示す。

----- は、情報連絡ルートを示す。①・②・③・再(再要請)は、要請順位を示す。

(ア) 要請側消防機関

要請側消防機関の長は、応援要請を決定した場合、直ちに要請側ブロック幹事消防機関に応援要請を依頼する。

(イ) 要請側ブロック幹事消防機関

要請側ブロック幹事消防機関は、災害規模に応じてブロック内応援側消防機関及び他のブロック幹事消防機関に応援要請に関する中継（連絡）を行うとともに、副代表幹事消防機関に応援に関する情報等の連絡を行う。

また、災害状況によっては事前に再要請に係る出動可能隊数の把握を行い、要請側消防機関の長と調整し、必要と認められる場合は再要請を行う。

(ウ) 副代表幹事消防機関

副代表幹事消防機関は、応援に関する情報等を代表幹事消防機関に中継（連絡）を行う。

(エ) 代表幹事消防機関

代表幹事消防機関は、愛知県防災局消防課に応援に関する情報等の連絡を行う。

(オ) 応援側ブロック幹事消防機関

応援側ブロック幹事消防機関は、要請側ブロック幹事消防機関による応援要請の中継（連絡）によりブロック内応援側消防機関に応援出場の中継（連絡）を行う。

ウ 応援要請時の通報事項

応援要請の通報は、応援要請を決定した時点で通報する要請即報事項と、応援側の受諾が判明した時点において通報する要請詳報事項に区分して、概ね次の事項について行うものとする。

(ア) 要請即報事項

要請即報に必要な事項は、発災段階において即報している災害情報事項で再度通報の必要のあるもののほか概ね次の事項とする。

- a 災害の発生日時
- b 災害の発生場所
- c 要請側消防機関名
- d 要請者（事務連絡担当者）の氏名
- e 災害の状況（現況、拡大予想）
- f 人的、物的被害の状況

- g 地形あるいは市街地の状況等
- h 応援予想期間
- i 応援部隊の任務概要
- j 必要とする応援隊数、資機材の概数
- k その他必要な事項

(イ) 要請詳報事項

要請詳報に必要な事項は、災害情報及び要請即報で通報した事項で再度通報の必要あるもののほか概ね次の事項とする。

- a 応援部隊の到着希望時間及び応援予想期間
- b 必要とする応援隊数、資機材の概数
- c 集結場所又は現地事務連絡担当者待機場所
- d 応援隊の任務
- e 使用無線系統波
- f 指揮本部位置及び指揮本部長名
- g 道路交通、地形等の状況
- h その他必要な事項

(ウ) その他

要請即報及び要請詳報の通報後、更に連絡の必要な事項がある場合は、要請側及び応援側消防機関もしくはブロック幹事消防機関相互間において、随時連絡を行うものとする。

エ 情報交換

各消防機関は、災害情報、要請即報及び要請詳報以外で情報が必要な場合、随時情報交換に努めるものとする。

(3) 応援隊運用要領

要請側消防機関は、次により応援部隊を有効に活用し、円滑な消防活動を実施する。

ア 現地指揮本部の強化

現地指揮本部には、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援隊からの応援を得ることも考慮しておくものとする。

イ 応援隊の指揮

(ア) 応援部隊の指揮は、現地指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

(イ) 応援部隊内の指揮は、現地指揮本部長の指示内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

ウ 部隊運用

(ア) 応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

(イ) 現地指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え予備隊の確保に努めるものとする。

エ 応援隊到着時の処置

(ア) 事務連絡担当者により応援隊を誘導させる。

(イ) 応援部隊の指揮者に、次の内容を指示する。

- a 応援隊の任務及び防ぎよ担当区域
- b 使用無線系統
- c 事務連絡担当者の職、氏名
- d その他活動上必要な事項

(ウ) 保有の資機材、無線機等を必要に応じて貸与する。

2 応援側消防機関の対応

(1) 覚 知

ア 応援にかかる事前検討

応援側消防機関は、要請側消防機関から情報連絡を受けた場合、概ね次の事項について検討を行うものとする。

(ア) 応援出場の可否の検討

(イ) 応援内容の検討

(ウ) 応援必要資機材の検討

(エ) 補充消防力の検討

(オ) 再要請の対応の検討

(カ) その他必要な事項

イ 応援準備

災害情報の検討結果により応援隊派遣が必要と判断される場合は、概ね次の措置を行うものとする。

(ア) 事前計画の確認

事前計画に基づき概ね次の事項を確認する。

- a 応援隊編成 (再要請への対応を含む)
- b 必要資機材等の点検、準備

- c 応援部隊指揮者
- d 応援隊間の連絡体制
- e その他必要事項

(イ) 警防体制の確認

応援出場による消防力の低下を防ぐため、概ね次の事項を確認する。

- a 消防隊の移動配備
- b 予備車の運用
- c 消防職員・団員の招集（再要請への対応を含む）
- d その他必要な事項

(2) 応援出場の決定通知

応援出場が決定された場合には速やかに要請先へ通知するものとし、連絡系統は要請系統の流れの逆ルートで行うものとする。

(3) 応援出場

ア 応援隊の派遣は、事前計画に基づき残留警備体制の確認を行った後、概ね次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 指揮者は、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認と点検を行うとともに、要請内容を全員に周知し出場するものとする。

(イ) 風水害、地震にあつては、飲料水、食料、燃料、資機材等の災害現場での確保が特に困難な状況下であり、長期間の活動も予想されるので可能な限り携行し出動するものとする。

(ウ) 緊急消防援助隊登録消防本部にあつては、原則、愛知県隊に登録されている関係隊数を応援出場できる体制を整えるものとする。

イ 応援隊出場の通報

応援隊を出場させたときは、応援出場の決定通知の連絡のルートで次の事項を通報するものとする。

- (ア) 応援隊指揮者の職、氏名
- (イ) 応援隊の人員、車両、資機材
- (ウ) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- (エ) その他必要な事項

ウ 現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現地指揮本部長に対して到着報告を行い、次の事項を確認し必要な指示を受けるものとする。

(ア) 到着報告

- a 応援消防本部名
- b 応援隊指揮者の職、氏名
- c 人員、車両、資機材
- d その他必要な事項

(イ) 確認事項

- a 災害の現場
- b 活動中の消防部隊名、隊数及び指揮者名
- c 他の消防部隊の活動概要
- d 活動方針
- e 今後の見込み
- f 応援隊の活動範囲及び任務
- g 使用無線系統
- h 指揮連絡担当者名
- i 安全管理上の注意事項
- j その他必要な事項

エ 現場引き揚げ

応援隊指揮者は、現地指揮本部長の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し人員、車両、資機材等の異常の有無を確認し、現地指揮本部長に対し次により引き揚げ報告を行った後、引き揚げるものとする。

- (ア) 応援隊の活動概要
- (イ) 活動中の異常の有無
- (ウ) 隊員の負傷の有無
- (エ) 車両、資機材等の損傷の有無

オ 帰署（所）・帰団通報

応援隊は帰署（所）又は帰団した場合は、ブロック幹事消防機関に対して応援出場の決定通知の連絡ルートで、その旨を通報するものとする。

(4) その他

ア 応援の始期及び終期

(ア) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）又は団詰所から出場した時点とする。

なお、応援隊が消防署（所）又は団詰所以外にある場合は、応援出場指

令を受け応援出場した時点とする。

(イ) 応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署（所）又は帰団した時点とする。

イ 応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援側消防機関の長は要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出場の決定通知と同系統で応援を中断する旨を通知するものとする。

ウ 報告

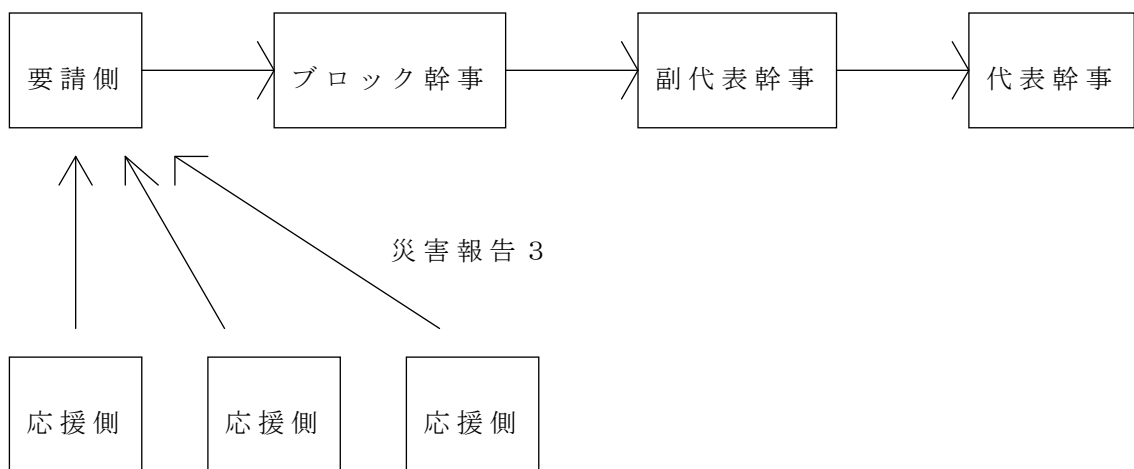
要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているほか、別表「災害報告」を次により作成し、事後速やかに関係消防機関へ報告するものとする。

(ア) 災害報告 1（別表 6） ----- 要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

(イ) 災害報告 2（別表 7） ----- 要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

(ウ) 災害報告 3（別表 8） ----- 応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告

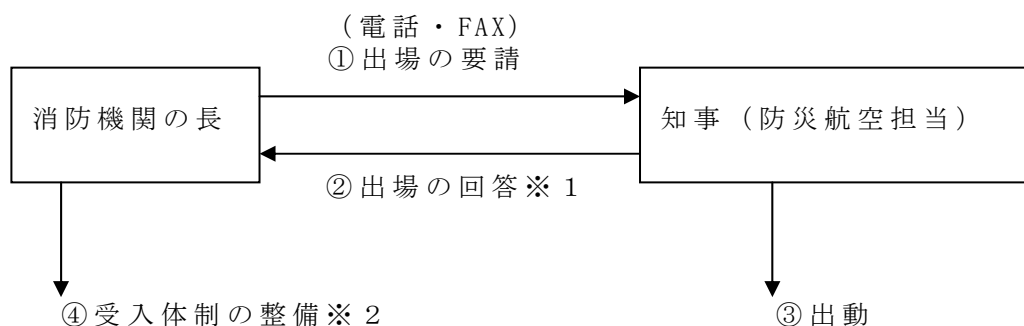
災害報告 1・2・3



3 愛知県防災ヘリコプターの応援要請

愛知県防災ヘリコプター応援協定第 8 条に規定する応援要請の手順等は、次の

とおりとする。



※ 1 出場の回答

- 運行指揮者の指名、無線種別、コールサイン
 - 到着予定時間、活動予定時間、その他の特記事項
- (愛知県防災ヘリコプターが点検整備中の場合は、四県一市航空消防防災相互応援協定の取決めによって岐阜県、三重県、静岡県又は名古屋市
市の防災又は消防ヘリコプターを選定し、出場を決定する。)

※ 2 受入体制の整備

- 緊急離着陸場の確保と対策 (散水、警備等)
- 給水場所、給水方法の確認

(参考) 愛知県防災ヘリコプター応援協定 (抜粋)

(応援要請)

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等 (以下「要請市町村等」という。) の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事 (以下「知事」という。) に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 前項の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状態

- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防活動に従事するための措置)

第8条 第4条の応援要請に対する活動として、航空隊員が消防吏員として活動する必要があるときは、同条の応援要請により、愛知県内広域消防相互応援協定（平成15年4月1日施行）の相当規定に基づく応援要請がなされたものとみなす。

4 その他

(1) 合同訓練の実施

大規模特殊災害発生時の情報連絡を迅速かつ円滑に実施するため、本基本計画に基づいた合同訓練を実施するものとする。

なお、実施に際しては、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関が協議して訓練日時及び訓練内容を決定するものとする。

(2) 県外への応援体制

県域を越えた大規模災害時における応援については、消防組織法第21条及び同第24条の3の規定に基づき対応するとともに、迅速かつ効果的な消防応援を実施するため、全国消防長会でまとめられた大規模災害消防応援実施計画等を準用するものとする。

緊急消防援助隊消防庁登録部隊（平成19年4月1日登録）

部隊の種類	登録消防本部	隊数
指揮支援部隊（2隊）	名古屋市消防局	2隊
県指揮隊（2隊）	名古屋市消防局	1隊
	岡崎市消防本部	1隊
消火部隊（59隊）	名古屋市消防局	12隊
	豊橋市消防本部	1隊
	岡崎市消防本部	4隊
	一宮市消防本部	4隊

消火部隊 (59隊)	瀬戸市消防本部	1 隊
	春日井市消防本部	1 隊
	豊川市消防本部	2 隊
	豊田市消防本部	2 隊
	蒲郡市消防本部	1 隊
	西尾市消防本部	1 隊
	犬山市消防本部	1 隊
	常滑市消防本部	1 隊
	江南市消防本部	1 隊
	小牧市消防本部	1 隊
	稲沢市消防本部	1 隊
	東海市消防本部	2 隊
	大府市消防本部	2 隊
	知多市消防本部	1 隊
	尾張旭市消防本部	1 隊
	岩倉市消防本部	1 隊
	豊明市消防本部	1 隊
	愛西市消防本部	2 隊
	幸田町消防本部	1 隊
	知多中部広域事務組合消防本部	2 隊
	海部東部消防組合消防本部	1 隊
	海部南部消防組合消防本部	1 隊
	尾三消防本部	1 隊
	丹羽広域事務組合消防本部	1 隊
	幡豆郡消防組合消防本部	1 隊
	衣浦東部広域連合消防局	5 隊
西春日井広域事務組合消防本部	2 隊	
救助部隊 (18隊)	名古屋市消防局	4 隊
	豊橋市消防本部	1 隊
	岡崎市消防本部	1 隊
	一宮市消防本部	1 隊

	春日井市消防本部	1 隊
救助部隊 (18隊)	津島市消防本部	1 隊
	豊田市消防本部	1 隊
	豊明市消防本部	1 隊
	海部東部消防組合消防本部	1 隊
	海部南部消防組合消防本部	1 隊
	衣浦東部広域連合消防局	2 隊
	西春日井広域事務組合消防本部	1 隊
	瀬戸市消防本部	1 隊
	西尾市消防本部	1 隊
	救急部隊 (33隊)	名古屋市消防局
豊橋市消防本部		2 隊
岡崎市消防本部		3 隊
一宮市消防本部		1 隊
春日井市消防本部		1 隊
豊川市消防本部		1 隊
豊田市消防本部		2 隊
西尾市消防本部		1 隊
常滑市消防本部		1 隊
小牧市消防本部		1 隊
稲沢市消防本部		1 隊
新城市消防本部		1 隊
東海市消防本部		1 隊
大府市消防本部		1 隊
尾張旭市消防本部		1 隊
長久手町消防本部		1 隊
蟹江町消防本部		1 隊
知多中部広域事務組合消防本部		1 隊
海部東部消防組合消防本部		1 隊
尾三消防本部		1 隊
知多南部消防組合	1 隊	

	海部南部消防組合消防本部	1 隊
	衣浦東部広域連合消防局	2 隊
	丹羽広域事務組合消防本部	1 隊
後方支援部隊 (8隊)	名古屋市消防局	3 隊
	豊橋市消防本部	1 隊
	春日井市消防本部	1 隊
	豊田市消防本部	1 隊
	小牧市消防本部	1 隊
	稲沢市消防本部	1 隊
水上部隊 (1隊)	名古屋市消防局	1 隊
特殊災害部隊 (16隊)		
毒劇物等対応隊 (13隊)	名古屋市消防局	4 隊
	豊橋市消防本部	1 隊
	岡崎市消防本部	1 隊
	瀬戸市消防本部	1 隊
	春日井市消防本部	1 隊
	豊田市消防本部	1 隊
	常滑市消防本部	1 隊
	海部東部消防組合消防本部	1 隊
	海部南部消防組合消防本部	1 隊
	西春日井広域事務組合消防本部	1 隊
大規模危険物火災対応隊	名古屋市消防局	3 隊
密閉空間火災等対応隊	名古屋市消防局	3 隊
特殊装備部隊 (17隊)		
震災対応特殊車両隊	名古屋市消防局	2 隊
水難救助隊	名古屋市消防局	1 隊
その他の特殊な装備隊	名古屋市消防局	5 隊
	岡崎市消防本部	1 隊
	豊川市消防本部	1 隊
	津島市消防本部	1 隊
	豊田市消防本部	1 隊

(16隊) その他の特殊な装備隊 (14隊)	蒲郡市消防本部	1隊
	尾張旭市消防本部	1隊
	豊明市消防本部	1隊
	田原市消防本部	1隊
	知多中部広域事務組合消防本部	1隊
	尾三消防本部	1隊
	衣浦東部広域連合消防局	1隊

(3) 基本計画推進のための検討会の開催

本基本計画の推進と実効性を図るために、消防職員等による検討会を必要に応じて開催する。

(4) 基本計画の発効

本基本計画は、協定の施行と同時に発効するものとする。

愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、愛知郡長久手町、名古屋市、尾張旭市、春日井市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、海部郡蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、協定市町組合の区域内の高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道中央自動車道西宮線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線（名古屋高速道路（楠及び名古屋西ジャンクションに係るプランに限る。）を含む。）、高速自動車国道東海北陸自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線、一般国道302号（伊勢湾岸道路に限る。）、名古屋高速道路11号小牧線、名古屋高速道路16号一宮線及び県道日進瀬戸線（以下「高速道路」という。）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町村組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する経費は、当該隊員の所

属する協定市長組合の負担とする。

- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理等、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年6月30日から効力を生ずる。
- 2 平成16年6月29日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成17年6月30日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書24通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成17年6月30日

新 城 市 長
豊 川 市 長
豊 田 市 長
長 久 手 町 長
尾 張 旭 市 長
小 牧 市 長
一 宮 市 長
海部東部消防組合管理者
愛 西 市 長
西春日井広域事務組合管理者
大 府 市 長
衣 浦 東 部 広 域 連 合 長

豊 橋 市 長
岡 崎 市 長
尾 三 消 防 組 合 管 理 者
名 古 屋 市 長
春 日 井 市 長
岩 倉 市 長
稲 沢 市 長
蟹 江 町 長
海部南部消防組合管理者
東 海 市 長
豊 明 市 長

東三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第266号）第21条第2項の規定に基づき、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村、富山村、津具村、稲武町、南設楽郡鳳来町、作手村、宝飯郡音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美郡田原町、赤羽根町及び渥美町（以下「協定市町村」という。）は、消防の相互応援に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村の区域内において、消防業務または救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合において協定市町村が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする

（応援）

第2条 協定市町村の長は、消防業務等のため災害発生地在市町村長から応援の要請があった場合は、相互に、消防隊または救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。

（応援力）

第3条 前条の規定による消防隊等の派遣は、当該市町村において支障を生じない限度で行なうものとする。

（応援の方法）

第4条 協定市町村の長は、第2条の規定により応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、関係市町村長に要請するものとする。この場合において、後日、要請に係る事項を記載した文書を関係市町村長に提出しなければならない。

- （1）災害場所および応援場所
- （2）災害の状況
- （3）応援を要する人員、機械等の数量
- （4）その他必要事項

（応援隊の指揮）

第5条 第2条の規定により派遣された消防隊等（以下「応援隊」という。）の指揮は、原則として、受援市町村の現場最高指揮者が行なう。

(報 告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、その旨を、現場を引揚げるときは、その旨およびその行なった消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第2条の規定による応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分による。

- (1) 応援隊の消費した消火用資材、救急用物資、食糧、燃料等にかかる経費は、原則として災害発生地在市町村の負担とする。
- (2) 応援隊の隊員の給与および公務災害補償に要する費用は、当該応援隊の所属する市町村の負担とする。
- (3) 消防活動等による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員に対する賞じゅつ金、その他の諸経費の負担については、そのつど関係市町村長が協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、毎年4月末日までに同年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。

2 協定市町村は、その消防力に変動が生じた際は、そのつど他の協定市町村に通知するものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村の長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、昭和44年 5月 1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作製し記名捺印のうえ協定市町村各1通を保管する。

豊橋市長

豊川市長

蒲郡市長

新城市長

北設楽郡設楽町長

同 東栄町長

同 豊根村長

同 富山村長

同 津具村長

同 稻武町長

南設楽郡鳳来町長

同 作手村長

宝飯郡 音羽町長

同 一宮町長

同 小坂井町長

同 御津町長

渥美郡 田原町長

同 赤羽町長

同 渥美町長

浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「関係市町村」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市町村の区域内において火災等の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下「災害等」という。）が発生した場合に、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援隊の派遣）

第2条 関係市町村の区域内に災害等が発生し、消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）のため応援の要請があった場合は、業務に支障を生じない範囲において相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）の派遣を行うものとする。

（応援の要請等）

第3条 関係市町村は、応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。この場合において、後日、要請に係る事項を記載した文書を提出しなければならない。

- （1）災害場所及び応援場所
- （2）災害の状況
- （3）応援を要する人員及び機械器具等の数量
- （4）その他必要事項

（応援隊の指揮）

第4条 第2条の規定により派遣された応援隊は、要請側の最高指揮者の指揮下に入るものとする。

（報告）

第5条 前条に規定する応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費等の負担)

第6条 この協定に基づく経費等の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援側が負担する経費等

- ア 応援出動した職員等の人件費
- イ 応援出動した職員等の公務災害補償費
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 燃料、資機材、食料、宿泊等の経費
- オ アからエに掲げるもののほか、応援出動に要した経費

(2) 要請側が負担する経費等

- ア 要請側の指揮下における活動中に発生した第三者に対する消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償に要する経費。ただし、応援側の重大な過失により発生した場合は、応援側の負担とする。
- イ 応援が長期間にわたる場合等における燃料の補給、食料、宿泊等に要する経費

(委任)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係市町村の区域を管轄する消防長が協議して別に定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年10月1日から効力を生じる。
- 2 この協定の実施に伴い、
東栄町・佐久間町消防相互応援協定(平成15年5月1日締結)
水窪町・富山村消防相互応援協定(昭和59年1月31日締結)
は、廃止する。

平成19年10月1日

静岡県浜松市長 鈴木康友

愛知県新城市長 穂積亮次

愛知県北設楽郡設楽町長 加藤和年

愛知県北設楽郡東栄町長 森田昭夫

愛知県北設楽郡豊根村長 熊谷卓也

三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は、総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市及び副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

（1）被災の状況

（2）物資、資機材等の場合にあつては、当該物資の品名、数量等

（3）人員の場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）応援の期間

（6）全各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主的活動)

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容をブロック代表都市を通じて総代都市に報告する。

2 災害のうち地震災害は発生した場合は、被災都市以外は各都市の判断で次の体制をとることができる。この場合において、前項のただし書きを準用する。

(1) 被災都市で震度6弱を観測した場合は、応援の準備体制

(2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合は、応援の実施体制

(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣

(2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材(車両を含む。)及び物資の提供又は貸与

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資器材(車両を含む。)の提供

(4) 児童生徒等その他被災者の一時受入れ

(5) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のため連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により、別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するもの

ではない。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書35通を作成し、各都市記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成17年11月4日

(別表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝飯	豊川市	豊川市・蒲郡市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村・富山村
西遠	浜松市	浜松市・湖西市・新居町
中遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・清内路村・阿智村 浪合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村 泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

災害時等における相互応援協定

災害等の応急対策活動の相互応援に関し、新城市及び知多郡東浦町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害等が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（災害等の範囲）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに協定市町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第3条 協定市町は、災害等に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその他供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者等の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者等の一時収容のための施設等のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第5条 協定市町は、災害等が発生し応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を電話又は愛知県防災無線等で応援を要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員等の種別及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(緊急の場合の応援)

第6条 協定市町は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援要請を待ついとまがないと認められる場合には、前条の要請を待たずに応援を行うことができる。

2 前項による応援については、前条に定める応援要請があったものとみなす。
(指揮権)

第7条 応援活動に従事する職員等は、被災地の指揮者の指揮により行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市又は町の負担とする。

2 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市又は町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を要請した市又は町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、応援を受けた市又は町と応援した市又は町双方協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成19年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、協定市町の代表者署名のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月1日

新城市

新城市長 穂積 亮次

東浦町

東浦町長 井村 徳光

災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び新城市地域防災計画（昭和 40 年作成。以下「防災計画」という。）に基づき新城市が医療救護の万全を期するため新城市長（以下「甲」という。）と社団法人新城医師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、愛知県、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その後の処理に関して甲の指示を受けるものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第 3 条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救護）

第 4 条 医療救護は、医療救護班によることを原則とする。

2 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要のある

場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。なお、その実施にあたっては災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60条）第5条に定めるところによる。

- (1) 診察（トリアージを含む）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (4) 死体の処理（死体検案を含む）
- (5) その他医療救護班として必要な事項

(医薬品等の供給)

第6条 乙の医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、また医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護所及び収容医療施設における医療費等（助産費を含む）は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に基づくものとする。

(報告)

第8条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請に基づき、乙により派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費は、災害救助法施行細則（昭和40

年愛知県規則第 60 条)の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、
甲、乙協議して定めた額

(2) 乙が供給した医薬品等(医療救護班の携行品を含む)を使用した場合の実費

(3) 救護所及び後送医療機関において行った医療救助に伴い、当該救護所及び後送医療機関の施設又は設備を損傷したときは、その原状回復に要する実費

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 費用弁償の内容については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。
(損害補償)

第 10 条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合において、救助法適用時は救助法に基づき、それ以外の場合は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 125 号)の扶助金に係る規定の例により補償する。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定める。

(実施細目)

第 12 条 医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

第 13 条 この協定は、平成 17 年 6 月 27 日から適用する。

2 本協定締結と同時に、平成 3 年 12 月 3 日付けで締結した災害時の医療救助に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

4 前項の有効期間を満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に 1 年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年6月27日

甲 新城市字東入船6番地の1
新城市長 山本芳央

乙 新城市矢部字上ノ川1番地の8
社団法人 新城医師会
会長 神本敏治

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び新城市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき新城市が歯科医療救護の万全を期するため新城市（以下「甲」という。）と新城歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関して協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う歯科医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、救護所、その他甲が指定する場所に派遣する。

2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令）

第 3 条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。ただし、前条第 2 項により派遣された歯科医療救護班については、甲が承認するまでの間、乙が指定する者が行う。

（歯科医療救護）

第 4 条 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設の

利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。なお、その実施にあたっては、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号。以下「救助法施行細則」という。)第5条に定めるところによる。

- (1) 診察
- (2) 傷病者に対する歯科処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (4) 死体の身元確認への協力
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

(医薬品等の供給)

第6条 乙の歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、また歯科医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護所及び収容医療施設における医療費等は、救助法施行細則に基づくものとする。

(報告)

第8条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請に基づき、乙により派遣された歯科医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等(歯科医療救護班の携行品を含む)を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の歯科医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法が適用される時は同法の規定に基づき、それ以外のときは新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の規定に基づき補償する。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度、甲乙協議して定める。

(実施細目)

第12条 歯科医療救護の実施に関し必要な細目は、別添の「災害歯科医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑 則)

第13条 この協定は、平成19年1月23日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年1月22日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月23日

甲 新城市字東入船6番地1

新 城 市

市 長 穂 積 亮 次

乙 新城市矢部字上ノ川1番地8

新城歯科医師会

会 長 金 沢 光 男

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び新城市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、新城市が医療救護の万全を期するため、新城市（以下「甲」という。）と新城薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護活動に関して協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動（医薬品並びに衛生機材（以下「医薬品等」という。）の調達を含む。以下同じ。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

3 甲は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認められる場合には、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が定めた応急救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により前条第1項の規定に基づく医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により薬剤師班を応急救護所等へ派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した薬剤師班の派遣は、甲の要請に基づく薬剤師班の派遣とみなす。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第4条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、あらかじめ出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体等との密接な連携のもとに行うものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務
- (3) 医薬品等の保管及び管理
- (4) 医薬品等支援物資の分別指導
- (5) その他必要な事項

(薬剤師班に対する現場における指示)

第6条 乙が派遣する薬剤師班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲又は応急救護所等が設置される施設の管理者が行う。この場合、甲又は応急救護所等が設置される施設の管理者は、乙が派遣する薬剤師班の意見を尊重する。

(薬剤師班の搬送等)

第7条 甲は、薬剤師班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 薬剤師班が使用する医薬品等については、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置される施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(費用)

第8条 甲の要請に基づき、乙により派遣された薬剤師班が、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（薬剤師班の携行品を含む。）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの。

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した乙の薬剤師班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合において、災害救助法適用時は災害救助法の規定により、それ以外の場合は、新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の規定に基づき補償する。

(活動報告)

第10条 薬剤師班は、医療救護活動に関する必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、薬剤師班に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。
(医薬品等供給の要請等)

第11条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が医薬品等を必要とするときは、甲は、乙に対し、医薬品等の供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに甲の指定する場所に、乙の構成する会員が保有する流通在庫医薬品等の放出及び必要な調達を行い、供給するものとする。
(医薬品等の費用等)

第12条 乙が供給した医薬品等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 供給に要した甲が負担すべき医薬品等の価格は、甲、乙協議のうえ適正価格をもって決定するものとする。
(報告)

第13条 この協定の万全な実行を図るため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量について報告を求めることができる。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定める。

(実施細目)

第15条 医療救護活動の実施に関し必要な細目は、別添の「災害歯科医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

第16条 この協定は、平成19年1月23日から適用する。

2 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年1月22日までとする。
3 前項の有効期間を満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年1月23日

甲 新城市字東入船6番地1

新城市

市長 穂積亮次

乙 新城市富永字向夏目15番地3

新城薬剤師会

会長 近藤哲生

災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を運営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長 松原武久

豊橋市長 早川 勝

岡崎市長 柴田紘一

一宮市長 谷 一夫

瀬戸市長 増岡錦也

津島市長 三輪 優

刈谷市長 榎並邦夫

安城市長 神谷 学

蒲郡市長 金原久雄

常滑市長 石橋誠晃

稲沢市長 服部幸道

新城市長 穂積亮次

知多市長 加藤 功

知立市長 本多正幸

田原市長 白井孝市

愛西市長 八木忠男

蟹江町長 横江淳一

飛島村長 久野時男

弥富町長 川瀬輝夫	一色町長 都築 讓
設楽町長 加藤和年	東栄町長 森田昭夫
知多中部広域事務組合管理者 半田市長 榊原伊三	愛北広域事務組合管理者 江南市長 堀 元
衣浦衛生組合管理者 高浜市長 森 貞述	豊川宝飯衛生組合管理者 豊川市長 中野勝之
知多南部衛生組合管理者 南知多町長 森下利久	豊田三好事務組合管理者 豊田市長 鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合管理者 春日井市長 鵜飼一郎	知北平和公園組合管理者 東海市長 鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長 中村晃毅	
立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明	

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(指定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつせんを要請するものとする。

(応援の責務)

第5条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書115通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

名古屋市長	西尾 武喜	豊橋市長	高橋 アキラ
岡崎市長	中根 鎮夫	一宮市長	神田 眞秋
瀬戸市長	井上 博通	半田市長	竹内 弘
春日井市長	鵜飼 一郎	豊川市長	田中 泰雄
津島市長	山田 克己	碧南市長	小林 淳三
刈谷市長	榎並 邦夫	豊田市長	加藤 正一
安城市長	杉浦 正行	西尾市長	本田 忠彦
蒲郡市長	鈴木 克昌	犬山市長	石田 芳弘
常滑市長	石橋 誠晃	江南市長	大池 良平
尾西市長	森 秀夫	小牧市長	中野 直輝
稲沢市長	服部 幸道	新城市長	山本 芳央
東海市長	久野 弘	大府市長	福島 努
知多市長	安藤 嘉治	知立市長	塚本 昭二
尾張旭市長	朝見 政富	高浜市長	森 貞述
岩倉市長	石黒 靖明	豊明市長	都築 龍治
日進市長	山田 一麿	東郷町長	武藤 敏夫
長久手町長	加藤 梅雄	西枇杷島町長	近藤 勝美
豊山町長	江崎 定男	師勝町長	長瀬 保
西春町長	上野 政夫	春日町長	丹羽 弘昭
清洲町長	武田 晋	新川町長	伊藤 庄一
大口町長	鈴木 博	扶桑町長	澤田 正夫
木曾川町長	山口 昭雄	祖父江町長	丹羽 俊春
平和町長	伊藤 勇夫	七宝町長	桑野 章
美和町長	加藤 龍夫	甚目寺町長	村上 博光
大治町長	立松 國慶	蟹江町長	佐藤 篤松
十四山村長	佐野 峰夫	飛島村長	佐野 鳩
弥富町長	川瀬 輝夫	佐屋町長	加藤 義則

立田村長	井桁 論	八開村長	中野 辰男
佐織町長	八木 彰	阿久比町長	山内 和夫
東浦町長	井村 徳光	南知多町長	内田 恒助
美浜町長	齋藤 宏	武豊町長	青木 孝憲
一色町長	大河内 光行	吉良町長	荒川 淳
幡豆町長	深谷 元二	幸田町長	大浦 猶之
額田町長	神尾 俊治	三好町長	塚本 三千雄
藤岡町長	竹中 徹哉	小原村長	水野 武司
足助町長	真野 昭一	下山村長	清水 元久
旭町長	塚田 武士	設楽町長	後藤 米治
東栄町長	安藤 孝	豊根村長	村松 正清
富山村長	川上 幸男	津具村長	加藤 和年
稲武町長	太田 雅清	鳳来町長	下江 利幸
作手村長	齋藤 善英	音羽町長	中森 幸一
一宮町長	大谷 汎	小坂井町長	藤田 亨
御津町長	深谷 泰範	田原町長	白井 孝市
赤羽根町長	鈴木 甚吾	渥美町長	川口
愛北衛生処理組合管理者		中部知多衛生組合管理者	
江南市長	大池 良平	常滑市長	石橋 誠晃
新城広域事務組合管理者		東部知多衛生組合管理者	
新城市長	山本 芳央	大府市長	福島 努
衣浦衛生組合管理者		西尾幡豆広域圏組合管理者	
高浜市長	森 貞述	西尾市長	本田 忠彦
常滑武豊衛生組合管理者		蒲郡市幸田町衛生組合管理者	
武豊町長	青木 孝憲	蒲郡市長	鈴木 克昌
豊川宝飯衛生組合管理者		逢妻衛生処理組合管理者	
豊川市長	田中 泰雄	豊田市長	加藤 正一
稲沢市外二町衛生組合管理者		渥美郡清掃施設組合管理者	
稲沢市長	服部 幸道	田原町長	白井孝市
尾張東部衛生組合管理者		津島市ほか十一町村衛生組合管理者	
瀬戸市長	井上 博通	津島市長	山本 克己
小牧岩倉衛生組合管理者		知多南部衛生組合管理者	
小牧市長	中野 直輝	美浜町長	齋藤 宏一
尾張旭市長久手町衛生組合管理者		海部津島衛生組合管理者	
尾張旭市長	朝見 政富	飛島村長	佐野 鳩
刈谷知立環境組合管理者		江南丹羽環境管理組合管理者	
刈谷市長	榎並 邦夫	扶桑町長	澤田 正夫
西知多厚生組合管理者		設楽衛生処理組合管理者	
知多市長	安藤 嘉治	設楽町長	後藤 米治
西春日井郡東部衛生組合管理者		宝飯地区広域市町村圏組合管理者	

西春町長 上野 政夫
豊田加茂広域市町村圏事務処理管理者
豊田市長 加藤正一
日東衛生組合管理者
日進市長 山田 一麿
立会人
愛知県環境部長 伊藤 廉

蒲郡市長 鈴木 克昌
尾三衛生管理組合管理者
東郷町長 武藤 敏夫

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

新城市（以下「甲」という。）と新城市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他における災害（以下「災害」という。）の発生により被災した水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害被災時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害被災時において、実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請方法）

第3条 前条に定める要請は、次の事項を明らかにし、口頭又は電話等により連絡する。

- （1） 災害の状況
- （2） 必要とする資機材、物資等の品名及び数量
- （3） 応援の場所
- （4） 必要とする人員
- （5） 応援の期間（健康等を考慮し、1週間程度）
- （6） 全各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援内容）

第4条 乙の行う応援活動は次のとおりとする。

- （1） 応急給水作業
- （2） 応急復旧作業
- （3） 応急復旧資機材の提供
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援体制）

第5条 応援を求められた乙が作業員を派遣するときは災害状況に応じて給水用具、作業用工具、携帯電灯、カメラ、その他必要なものを携行させるものとする。

（費用負担）

第6条 乙が、この協定に基づき要した費用については、甲が別に定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、乙が応急復旧に参加した組合員を集約のうえ、甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第7条 乙の作業員が応急復旧に係る活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は乙の負担とする。

（その他）

第8条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、その都度甲乙協議して決める。

(適用)

第9条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(附則)

昭和55年2月21日の水道災害対策に関する覚書は廃止する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年5月26日

甲 愛知県新城市字東入船6番地の1
新城市
新城市長 山本 芳央

乙 愛知県新城市字東入船5番地
新城市上下水道工事業協同組合
理事長 嶺田 伸明

水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県

支部にぞくするもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年

法律第118号）その他法律に特別の定めのあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るようつとめなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員

に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市は除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域課長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたとき

は、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合は愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水

用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示

着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。

ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理する

ものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負

担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災

害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への応援要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事

項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市、尾張旭市 愛知中部水道企業団
春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市
阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市
高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
尾西市 小牧市 岩倉市 清洲氏 木曾川
町 七宝町 美和町
蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中
島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業
団 海部南部水道企業団 丹羽広域事務組
合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鶉 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市
知立市
高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町
額田町
小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町
愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市
音羽町
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町
東栄町
豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長 早川 勝

立会人
愛知県健康福祉部長 新家 正義

(別表第1)

救 援 体 制 表

水道事業者名		所在地		電話		(昼間)	(夜間)				
〔1〕 応急給水用具				〔2〕 緊急連絡先				〔4〕 緊急工事指定業者			
品名	車種 容量	数量	摘要	職名	氏名	電話		業者名	所在地	専門とする 業種	電話
						昼間	夜間				
給水タンク車		台		(水道事業 管理者)							
撤水車		台		(緊急連絡 担当者)							
消防タンク車		台									
給水タンク車		基	車つき								
〃		基	車なし								
ポリ容器	200	個									
水袋	20	個									
〔3〕 備蓄資材				〔その他〕							
(摘要)				管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。							

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる次項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX 又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 必要とする応援内容
 - (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (4) 必要とする職員の人員
 - (5) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。
- 3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請を連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長の対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。
- 5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業者が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県市部内の事業者に対し、応援の要請を行う。

3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次に各号に定めるとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）と協議の上、応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業者及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業者の負担とすることを原則として、応援事業者と被災事業者とが協議して定める

ものとする。

- 2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を受け、毎年的適に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

- 2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

- 2 各県支部長は平常時から縣市部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。

- 2 この協定をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各
県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直

日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 小出 保

日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷺澤 正一

日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

別表

順位	支部長名
第1順位	愛知県支部長
第2順位	三重県支部長
第3順位	静岡県支部長
第4順位	岐阜県支部長
第5順位	福井県支部長
第6順位	石川県支部長
第7順位	富山県支部長
第8順位	長野県支部長
第9順位	新潟県支部長

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（弱）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県市部内の事業者の体制に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整するものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県市部内での連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

- 第3条 応援活動は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）の指示に従い、被災事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係機関と調整し、協力を得るなどして行う。
- 2 応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業者が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請け負いについて同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業者が締結する。
- 3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業者が締結し、当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。
- 4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業者が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援事業体現地対策本部)

- 第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のために必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業者ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。
- 2 現地対策本部は、被災事業者、被災県支部長及び応援事業者の職員その他必要があると認められる者で更正するものとする。
- 3 現地対策本部には本部長及び本部員を置く。
- 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
- 5 本部員は応援事業者の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

(現地対策本部の運営)

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援

- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供
- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項目	編成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名及び給水要員2名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
漏水調査活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
現地対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び本部長が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な

	<p>な人員を派遣する</p> <p>2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。</p> <p>3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。</p> <p>4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援の受入体制)

第7条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般次項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の給水となる水道施設
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先路線の明示
- イ 資機材及び残土等の現場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

- (1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。
- (3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品については、応援事業体の負担とする。
- (4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等、被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、電話料金（テレフ	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを

	オンカード、FAX等) トランジーバー、消火器、地図、コピー等	除く)
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担(応援作業中)	応援職員の災害補償費(出張中の公務災害) 第三者に対する損害補償金の負担(往復途上)

(6) 第2条台4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害補償に関する特則)

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当課を通じて行うものとする。ただし、被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部連防災連絡協議会)

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - (2) 協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
 - (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防災対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- 2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。
- 3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、

連絡協議会を開催するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。
- 2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 小出 保

日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷺澤 正一

日本水道協会新潟県支部長

新潟市長 篠田 昭

愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第222号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

する。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 神田真秋

市町村等所在地
市町村等の長の職 氏名

新城市及び南信州広域連合消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、新城市（以下「甲」という。）と南信州広域連合（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の消防本部が管轄する区域内において火災等の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下「災害等」という。）が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力し、災害等による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（応援隊の派遣）

第2条 甲又は乙は、相手側から消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）の応援要請があった場合は、業務に支障がない範囲において消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）の派遣を行うものとする。

2 甲又は乙は、相互の区域の境界付近で災害等の発生を覚知した場合又は相手側の区域内に緊急性が高いと判断できる災害等が発生した場合で応援の必要があると認めたときは、次条に規定する応援の要請があったものとみなし、応援隊を派遣することができる。

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、前条に規定する応援隊の派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。この場合において、甲又は乙は、後日要請に係る事項を記載した文書を提出しなければならない。

- (1) 災害等の種別、発生場所及び被害状況
- (2) 応援を要する場所及び活動内容
- (3) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (4) その他必要事項

（応援隊の指揮）

第4条 第2条の規定により派遣された応援隊は、要請側の最高指揮者の指揮下に入るものとする。

（報告）

第5条 前条に規定する応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費等の負担）

第6条 この協定に基づく経費等の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援側が負担する経費等

- ア 応援出動した職員等の人件費
- イ 応援出動した職員等の公務災害補償に要した経費
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 燃料、資機材、食料、宿泊等の経費
- オ アからエまでに掲げるもののほか、応援出動に要した経費

(2) 要請側が負担する経費等

- ア 要請側の指揮下における活動中に発生した第三者に対する消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償に要する経費（応援側の重大な過失により発生した場合は除く。）
- イ 応援が長期間にわたる場合等における燃料、食料、宿泊等に要する経費（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の区域を管轄する消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年1月22日から効力を生じる。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成20年1月22日

愛知県新城市字東入船6番地1
甲 新城市
新城市長 穂積亮次

長野県飯田市追手町2丁目678番地
乙 南信州広域連合
広域連合長 牧野光朗